◇原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

（政令第二七三号）（内閣府本府）

一　原子力損害賠償支援機構法施行令の一部改正

関係（第一条関係）

1　題名を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令」とすることとした。

2　主務大臣は、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれに定める大臣とする等、主務大臣及び主務省令に関し所要の規定を整備することとした。

㈠　理事長及び監事の任命並びに運営委員会の委員の認可等に関する事項　内閣総理大臣及び文部科学大臣

㈡　廃炉等技術委員会の委員の認可等に関する事項　文部科学大臣及び経済産業大臣

㈢　業務方法書及び予算等の認可等に関する事項　内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣

㈣　一般負担金年度総額の認可及び特別事業計画の認定等に関する事項　内閣総理大臣及び経済産業大臣

㈤　機構による廃炉等の適切かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告の監督等に関する事項　経済産業大臣

二　関係政令の整備関係（第二条～第七条関係）

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二六年法律第四〇号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令等の関係政令について所要の規定を整備することとした。

三　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（平成二六年八月一八日）から施行することとした。

◇金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

（政令第二七四号）（金融庁）

1　総合的な取引所における商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制の規定

総合的な取引所における商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約について、契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為及び契約の締結の勧誘を受けた顧客が当該契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為を禁止することとした。（第一六条の四関係）

2　この政令は、平成二六年九月一日から施行することとした。

政　令

海岸法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年八月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十号

海岸法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、海岸法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

海岸法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年八月十日とする。

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

海岸法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年八月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十一号

海岸法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、海岸法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第二項、同法第二十三条第四項（同法第三十七条の八において準用する場合を含む。）において準用する同法第十二条の二第三項並びに同法第二十三条第五項（同法第三十七条の八において準用する場合を含む。）及び第四十条の二、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十一条第四項ただし書、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第七条第三項及び第八項、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十三条第三項並びに大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十八条第三項及び第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（海岸法施行令の一部改正）

第一条　海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の五第一項第一号中「砂浜」の下に「又は樹林」を加え、同項中第十六号を第三十一号とし、第十五号を第三十号とし、第十四号を第二十二号とし、同号の次に次の七号を加える。

二十三　法第二十三条第一項の規定により必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、若しくは工作物その他の障害物を処分し、又は同条第二項の規定によりその付近に居住する者若しくはその現場にある者を業務に従事させること。

二十四　法第二十三条第三項並びに同条第四項において準用する法第十二条の二第二項及び第三項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

二十五　法第二十三条第五項の規定により損害を補償すること。

二十六　法第二十三条の三の規定により、海岸協力団体の指定をし、及び当該海岸協力団体の名称等を公示し、又は海岸協力団体による届出を受理し、及び当該届出に係る事項を公示すること。

二十七　法第二十三条の五の規定により、報告を求め、必要な措置を講ずべきことを命じ、又は海岸協力団体の指定を取り消し、及びその旨を公示すること。

二十八　法第二十三条の六の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

二十九　法第二十三条の七の規定により海岸協力団体と協議すること。

第一条の五第一項中第十三号を第二十一号とし、第十二号を第二十号とし、第十一号を第十九号とし、同項第十号中「損失の」を「、損失の」に改め、同号を同項第十八号とし、同項中第九号を第十七号とし、第八号を第十六号とし、